

「道路の円滑な交通を確保するため必要な給油所等の建築行為等に係る基準」(法第 34 条第 9 号)

ガソリンスタンド及び自動車用液化石油ガススタンド（以下「給油所」という。）並びにコンビニエンスストアに係る建築行為等については、申請の内容が次の各項に該当していること。

（適用対象）

- 1 建築物の用途は、給油所及びコンビニエンスストアで、道路の円滑な交通を確保するため必要なものであること。

（立地基準）

- 2 申請地は、次の各号のいずれにも該当していること。
 - (1) 都市計画道路（自動車専用道路以外の道路で供用の開始しているものに限る。以下、本基準において「都市計画道路」という。）に 1 箇所申請区域の外周長の 7 分の 1 以上が接していること。
 - (2) 同一業種の施設（本線の車線数 4 以上の都市計画道路の対向車線側のみに面して出入口を設けているものを除く。）の敷地から、都市計画道路に沿って 1,000 メートル以上離れていること。

（給油所）

- 3 給油所は、次の各号のいずれにも該当していること。
 - (1) 申請区域の規模は 1,000 平方メートル以下であること。
 - (2) 「建築物の形態に関する共通基準」に適合すること。
 - (3) 申請者は、当該施設を運営する者であること。

（コンビニエンスストア）

- 4 コンビニエンスストアは、次の各号のいずれにも該当していること。
 - (1) 申請区域に 1 以上の大型車が駐車できるスペースを確保すること。
 - (2) 申請区域の規模は 1,000 平方メートル以上であること。
 - (3) 建築物の延べ面積は 200 平方メートル以下であること。
 - (4) 建築物の階数は 1 以下とし、「建築物の形態に関する共通基準」によること。
 - (5) 男女別及び身障者の便所を設置すること。
 - (6) 便所を設置している旨の看板を利用者の分かりやすい位置に設置すること。
 - (7) 飲食に利用できるスペースを確保すること。
 - (8) 申請者は、当該施設を運営する者であること。

（その他）

- 5 申請地は、申請者が所有する土地であること。ただし、申請者が申請地の所有者と長期の賃貸借契約（長期の賃貸借契約とは 20 年以上のものをいう。）を締結している場合又は締結見込みのある場合においてはこの限りでない。
- 6 申請地が農地である場合は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に基づく許可が得られること。
- 7 申請地が風致地区である場合は、横浜市風致地区条例（昭和 45 年横浜市条例第 35 号）第 2 条に基づく許可（風致地区内行為許可）が得られること。
- 8 次の区域は申請区域に含まないこと。
 - (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
 - (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林
 - (3) 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 4 条第 2 項第 3 号の近郊緑地特別保全地区

- (4) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条の規定による特別緑地保全地区
- (5) 「横浜みどりアップ計画」による保全策を行う地域
- (6) その他、本市の土地利用計画、都市施設整備計画等から支障のある区域

（施行期日）

9 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

注

- 1 本基準第 2 項から第 4 項の規定は、市街化調整区域となる以前から存する施設又は市街化調整区域指定後適法に建築された施設の建て替え、増築には適用しない。
- 2 開発行為または建築行為を行う者と運営者が異なる場合は、連名で申請すること。

【解説】

- 1 横浜市では、法第 34 条第 9 号の沿道サービス施設として給油所及びコンビニエンスストアを許可対象としています。
- 2 本基準におけるコンビニエンスストアについて、新規立地する場合は、主に食品、日用雑貨など多数の品種を扱う形態で、売場面積 30 平方メートル以上 250 平方メートル未満、年中無休で終日営業のセルフサービス販売店としてください。
なお、本基準第 2 項第 2 号の規定による同一業種の施設の判断に係るコンビニエンスストアについては、営業時間が 1 日 14 時間以上のものも含まれます。
- 3 本基準における同一業種の施設とは、給油所及びコンビニエンスストアとそれぞれ同一のものをいいます。
- 4 ガソリン等の販売に付随するサービスとして認める範囲は、小規模に行う洗車、点検等のサービスのための作業場（床面積 50 平方メートル以下に限る。）とします。
「小規模に行う洗車」とは、1.5 キロワット以下の原動機（空気圧縮機）を使用する洗車機での洗車とします。また、「点検等」とは、自動車の点検、タイヤ交換、オイル交換等のサービスとし、原動機を使用する作業については、出力の合計は 1.5 キロワット以下とします。
- 5 本基準第 2 項第 2 号の都市計画道路に沿ってとは、直進のほか右左折する場合も対象となります。また、距離の測定方法は、施設利用車両の出入口までの距離とします。
- 6 給油所及びコンビニエンスストアの申請地に設置するネオンサイン及び夜間照明施設は、周辺の環境に配慮すること。